

佐賀県立定時制高等学校給食調理等業務委託業者適格審査基準

1 学校給食に対する取組について

- (1) 定時制高校に学ぶ青少年の健康について深い理解を示し、生徒たちのために“より安全でよりおいしい”学校給食を提供するための理念や方針を有し、その実現に向けての研究・取組ができると認められること。
- (2) 教育としての学校給食に深い理念を示し、食の面から生徒たちの教育に携わることの重要性や、生徒・学校関係者等へのあいさつや声かけなど、ふれあいの重要性に係る従業員教育ができると認められること。
- (3) 学校行事等へ積極的に参加する等、学校との連携に努め、学校運営に協力的であると認められること。
- (4) 県教育委員会、所轄の保健福祉事務所及び学校薬剤師等の立入検査や工事等により清掃及び立会いが必要な場合に協力的であると認められること。

2 安全衛生管理

- (1) 自社において、厚生労働省が定めた「大量調理施設衛生管理マニュアル」（最終改正：平成 29 年 6 月 16 日）又は文部科学省が定めた「学校給食衛生管理基準」（平成 21 年文部科学省公示第 64 号）に基づいた衛生管理マニュアルを確立し、現にこれに基づき調理業務を行っていることと認められること。
- (2) 定期的に設備衛生項目等の抜き打ち検査を自主的に実施し、安全衛生管理を徹底していると認められること。
- (3) 食品の安全管理に関する従業員教育が万全であると認められること。
- (4) 安全、衛生及び調理技術に関する意識や資質向上のため、佐賀県等が主催する研修会等に従業員を参加させることができると認められること。
- (5) 従業員の健康管理（定期的な健康診断や検便検査等の実施）が十分に行われていることと認められること。

3 業務遂行能力

- (1) 委託業務を実施する定時制高等学校が定める給食調理等業務委託仕様書に基づく業務を継続して安定的に履行する能力を有していると認められること。
- (2) 自校方式もしくは自校方式に類似した学校給食調理等業務の受託実績があると認められること。
- (3) 調理等業務に従事する者について、以下の基準で配置できると認められること。
 - ① 調理等業務従事者として3名以上を配置し、うち1名は受託者の正規社員とする。
 - ② 正規社員は、調理師又は栄養士の有資格者で、健康増進法に定める特定給食施設における調理業務に3年以上の経験を有する者とし、その者を調理等業務責任者として常勤配置すること。
 - ③ 調理等業務責任者については委託期間中継続した配置とし、その他の調理等業務従事者についても継続配置を基本とし、安定して給食の供給ができること。
- (4) 指揮・命令系統が確立しており、学校からの指示が迅速に現場の従事者に伝わり遂行

できる体制が整備されている。

- (5) 交代要員の確保や突発的な事態に対して、十分に対応できる体制やシステムが整備されていること。
- (6) 契約業務の履行をすることができなくなった場合、その業務を継続して行うことのできる保証人を立てることができることと認められること。

4 事業所等の所在地について

県内に事業所等（本社、営業所、出張所、事業所等のいずれか）を設置している業者であること。

5 信用状況

- (1) 所得税法又は法人税及び消費税の滞納がなく経営状態が正常で良好と認められること。
- (2) 集団給食業務を引き続いて5年以上営み、実績及び経験が豊富であると認められること。
- (3) 食品及び衛生管理に関する関係諸法令を遵守していること。
- (4) 営業に関して、過去1カ年間に行政処分を受けたことがないこと。
- (5) 公衆衛生上重大な事故を起こしたことがないこと。
- (6) 製造物責任（PL）法（平成6年法律第85号）に基づく賠償責任保険に加入していること。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (8) 上記（7）の①から⑦までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。
- (9) 上記（7）及び（8）については、佐賀県警察本部に確認のため、照会する場合があること。

附則 この審査基準は令和8年度分から適用する。